# 令和4年度 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書の書き方(表)

令和 4 年 1月 1日現在、仙北市に住んでいる方に、令和 **3** 年中の所得等を申告して いただくものです。

なお、令和 3 年中に勤務先より給与支払報告書が仙北市に提出されている場合や、ご自身で所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告の必要 はありません。

※マイナンバーの記載が必要です。

### 【申告が必要な方】

- ① 令和 3 年中に給与や年金のほかに、事業(営業・農業等)を営ん でいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、 家屋を売った)などの収入がある方
- ② 給与所得者で「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されていない方
- ③ 公的年金受給者で、所得控除等を受けようとする方
- ④ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方 ⑤ 収入のない方や非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険の失業 給付等)のみの方
- 注1 代理の方が申告する場合は、収入金額や必要経費など内容がわかる 方が申告してください。
- 注2 市・県民税と所得税で、所得控除額が異なる控除がありますのでこ 注意ください。

# ◎表面の上部「現住所~続柄」を忘れずに記入してください。

- 「現住所」・・・現在お住まいになっている住所を記入してください。
- 「1月1日現在の住所」・・・1月1日時点の住所が現在の住所と異なる 場合は記入してください。
- 以下、「業種または職業」「電話番号」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「世帯主」 「続柄」について記入してください。

17	寡婦 控除	260,000 円	<ul><li>① 夫、又は妻と離婚した後再婚していない方で、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の方。</li><li>② 夫と死別(生死不明)した後再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下の方</li></ul>
(18)	ひとり 親控除	300,000 円	① 夫、又は妻と死別(生死不明)・離婚した後再婚していない人で、扶養親族 (生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の方)を有し、合計所 得金額が500万円以下の場合。 未婚のひとり親の方で、扶養親族(生計を一にする子で総所得金額等が 48万円以下の方)を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。
	勤労 学生 控除	勤労学生 260,000 円	本人が学生・生徒で合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得以外 の所得が10万円以下の場合。
		普通障害 260,000 円	本人または配偶者や扶養親族の対象になる方が障害者である場合は、氏名と障害の等級を記入してください。
② 障 控	害除	特別障害 300,000 円	※普通障害者・・・身障手帳3~6級、療育手帳B級など ※特別障害者・・・身障手帳1・2級、療育手帳A級など または、65歳以上でその障害の程度が上記と同程度であるとして、市長等の 認定を受けている人
		同居特別障害 530,000 円	※同居特別障害者・・・特別障害者で本人や本人と生計を一にする親族の いずれかと同居している人

# ※マイナンバーの記載が必要です。

# ②・②配偶者(特別)控除・扶養控除

生計を一にする配偶者・扶養親族で昨年の合計所得が48万円以下である方 配偶者・扶養親族の氏名と生年月日を記入してください。 \*16歳未満の扶養親族欄について、平成24年度分から16歳未満の年少扶養親族に係る扶養 控除が廃止となりましたが、市・県民税の非課税限度額制度等に使用するため記入してください。

【控除籍	頁】	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
一般の	控除対象配偶者		33万円	22万円	11万円		
老人控	除対象配偶者(S27.1.1	以前生)	38万円	26万円	13万円		
扶	一般扶養(H18.1.1以自	33万円					
養	特定扶養(H11.1.2~H	45万円					
控	控 老人扶養 同居の老親等			45万円			
除	(S27.1.1以前生)	その他の老人	法人 38万円				

\*配偶者控除と配偶者特別控除を併せて受けることはできません ※マイナンバーの記載が必要です。

申告者の給与収入(合計所得)合計所得が1,095万円(900万円)以下で配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

			(単位:円)
配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
$480,001 \sim 1,000,000$	330,000	$1,200,001 \sim 1,250,000$	110,000
$1,000,001 \sim 1,050,000$	310,000	$1,250,001 \sim 1,300,000$	60,000
$1,050,001 \sim 1,100,000$	260,000	$1,300,001 \sim 1,330,000$	30,000
$1,100,001 \sim 1,150,000$	210,000	1,330,001 ∼	0
$1.150.001 \sim 1.200.000$	160,000		

申告者の給与収入(合計所得)合計所得が1,095万円(900万円)超1,1145万円(950万円)以下で配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

			(単位:円)
配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
$480,001 \sim 1,000,000$	220,000	$1,200,001 \sim 1,250,000$	80,000
$1,000,001 \sim 1,050,000$	210,000	$1,250,001 \sim 1,300,000$	40,000
$1,050,001 \sim 1,100,000$	180,000	$1,300,001 \sim 1,330,000$	20,000
$1,100,001 \sim 1,150,000$	140,000	1,330,001 ∼	0
$1,150,001 \sim 1,200,000$	110,000		

申告者の給与収入(合計所得)合計所得が1,1145万円(950万円)超1,195万円(1,000万円)以下で配

1街石 0	7合計所得か38万円超123万日	り以下の場合は、	、ての観に応して下記の金額だ	戸控除でさます。
_				(単位:円)
	配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
	$480,001 \sim 1,000,000$	110,000	$1,200,001 \sim 1,250,000$	40,000
	$1,000,001 \sim 1,050,000$	110,000	$1,250,001 \sim 1,300,000$	20,000
	$1,050,001 \sim 1,100,000$	90,000	$1,300,001 \sim 1,330,000$	10,000
	$1,100,001 \sim 1,150,000$	70,000	1,330,001 ∼	0
Г	$1.150,001 \sim 1.200,000$	60,000	·	•

※マイナンバーの記載が必要です。

令和	14年度 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書	表
		世帯番号
仙北市長殿	現住所	宛名番号
	1月1日現在	業種又は職業
10.1.500	0 住 所	
提出年月日 年   5	フリガナ 生年月日 1日	電話番号
<u> </u>	1	個人番号
	#四世 世帯主の氏名 続柄	四八田勺
3 所得から	提出 は対 が れる金額に関する事項	,
13	社会保険の種類 支払った保険料 社会保険の種類 支払った保険料	事営業等ア
	H H	1 業農業 1
社会保険料 控 除	-	不動産ウ 利 子工
	合 計	文 配 当 オ
15	新生命保険料の計 旧生命保険料の計	入
		公的年金等     キ       金     雑     業     務     ク
生命保険料 控 除	新聞八千並休疾行が計	*** その他 ケ
江	介護医療保険料の計	等 短 期 コ
16 地震保	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計	長期 サー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>険料控除</b>	10人の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	事営業等①
①~®	⑩ 口穿婦空除 ⑱ ⑲ 🗅 勤労学生控除	業農業②
寡婦控除、 ひとり親控除、	( □ 死別 □ 至死不明 ) □ ひとり親	2 不 動 産 ③
勤労学学控除	□離婚□★帰還┘□控除	配 当 ⑤
20	電響の程度 級	給 ~与 ⑥
	個人番号	得 <u>公的年金等</u> ⑦ 業 務 ®
障害者 控 除	陪宝小 程度	金雑その他⑨
注 陈	2 氏名	額 合計(⑦+⑧+⑨) ①
②)`②配偶者控除·	配偶者氏名 王平月日 合計所得 円	総合譲渡・一時 ① C
配偶者特別控除·同 一生計配偶者	個人番号	社会保険料控除 ③
23		4 小規模企業共済等掛金控除 (4)
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	生命保険料控除   ⑤
扶		得 ・
		5 勤労学生・障害者控除 8 つ を
養	1個八曲写	C 配偶者(特別)控除 ◎ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
控	3 万円 ( )	か 基礎控除 ② 430,000
除		りゅう は は は な な な
	277	金     雑損     控除     ⑥       額     医療費控除     Ø     ②
/	個人番号	合計(含+含+②) ②
•	氏名 生年月日 阿熙·別馬の区分 続柄 控除額 7円	地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合に よ、「医療費控除」欄の□に「1」と記入してください。
16歳未満	個人番号	給与·公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1
の扶養親族 (控除対象	2 五十万日 阿尔尔斯斯 经收益 医皮肤的 万円	日において65歳未満の方は給与所得以外)の市 町村民税・道府県民税の納税方法
外)	個人番号   」   」   」   「	□ 給与から差引き(特別徴収)
	3 個 場	□ 自分で納付(普通徴収)
	場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及の、きを記入してください。 扶養控除の合計 「個	国人番号」欄には、個人番号(行政手続における
39		定の個人を識別するための番号の利用等に関す 法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)
雑損控除	損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円 円	記載してください。
Ø	支払った医療費等 保険金などで補填される金箱 ※履	裏面にも記載する欄がありますのでご確認いただき、記 が必要な項目がありましたらご記入ください。
医療費控除	円 町 戦力	小の女体相目小のりましたりにおったとだいい。

# 【問い合わせ】

仙北市総務部税務課 市民税係

電話 0187-43-1117 FAX 0187-43-2365

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

ſ		「1収入:	金額等」「2	2所得金額等」について
		<del></del>	営業等	ア: 卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業及び不動産業、運輸、通信業、サービス業などから生ずる収入、及び、大工、保険外交員、音楽教師、集金人などの事業から生ずる収入 ①: 営業等の所得=総収入金額-必要経費
		業	農業	イ: 米、野菜、果樹などの栽培及び生産、家畜などの飼育、酪農品の生産などから生ずる収入   ②: 農業所得=総収入金額 - 必要経費
.1		不	動産	②: 農業所得=総収入金額 - 必要経費 つ: 貸家、アパート、貸店舗、地代、駐車場などから生ずる収入 ③: 不動産所得=総収入額 - 必要経費 エ: 所得税の源泉分離課税の対象とならない特定の利子
		ħ	利子	④: 利子所得=収入金額
1	<b>&gt;</b>	Ē	配当	才: 株式や出資の配当などから得た収入   ⑤: 配当所得=収入金額-株式などの元本の取得に要した負債の利子
		Ý	給与	力:給料、賞与、賃金などの収入(収入金額は手取り額ではなく源泉徴収 税額や社会保険料等の諸控除を差引く前の金額です。) ⑥:給与所得の求め方は別記表を参照してください。
		雑	公的年金等	キ: 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、農業者年金等の年金   ※遺族年金、障害者年金等は非課税所得となります。   ⑦: 公的年金等の所得の求め方は別記表を参照してください。
N		所得	業務	ク: 原稿料、講演料などの副収入 ②: 業務所得 = 総収入金額 - 必要経費
		10	その他	ケ: 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの収入 ⑨: その他の所得=総収入金額-必要経費
		総合課税の 譲渡・一時		譲渡・・・ 土地、建物以外の資産(動産)の譲渡により生ずるもの (特別控除50万円) コ: 短期譲渡・・・ 取得の日から5年以内に譲渡されたもの サ: 長期譲渡・・・ 取得の日から5年を超えて譲渡されたもの シ: 一時・・・ 営利目的の継続的行為から生じたものでなく、労務に対する 対価でもなく、一時的な性質を持っているもの(特別控除50万円) ①: 総合譲渡・一時所得=短期譲渡所得+(長期譲渡所得+一時所得 ×1/2
L			111 d	
	_		災害・盗	<ul><li> 至難・横領などにより住宅や家財など損害を受けた場合の控除額は、次の①、②の算式で</li></ul>

26)	雑控	損除	計算したいずれか多い ① (損失額-保険 ② 災害関連支出-	金等の補てん額) — (総所得金額等 - 50, 000円	の合計額×10%)				
27)	医控	療除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合の控除(最高 200万円) 医療費控除額=(支払った医療費ー補てんされる金額)-10万円または総所得金額の5%の いずれか少ない金額						
13	社保控		保険料、後期高齢者	R険料、国民健康保険税、国民年金保 医療保険料等の額を記入してください。					
15	生保控	命険除	控除額は、「一般生命下記の算式で計算した「新契約」 ・平成23年12月31従前の控除額を適用。区分し、それぞれ下記「旧契約」・新契約と旧契約の「新契約」と「旧契約」を保険料控除」の適用を28,000円)とし、「介護	以降に締結した保険契約等に係る 保険料」、「介護医療保険料」及び「個 定金額(いずれも28,000円を限度)の 支払った金額(A) 12,000 円 以下 12,001 円~ 32,000 円 32,001 円~ 56,000 円 56,001 円 以上 日以前に締結した保険契約等に係。 控除額は、「一般生命保険料」、「介語 この算式で計算した金額(いずれも35, 支払った金額(A) 15,000 円 以下 15,001 円~ 40,000 円 40,001 円~ 70,000 円 70,001 円 以上 双方について生命保険料控除の適 双方の支払い保険料について、「一般公 受ける場合は、それぞれ上の算式によ 医療保険料控除」を含めた合計による	人年金保険料」に区分し、それぞれ合計額(最高70,000円)とする。				
16	地保控	震険除	家屋・家財に対する地 る損害保険料)を支払 ①地震保険 ②旧長期損害保険 ①地震保険料 ②旧長期損害保険料	った場合の控除 ・・・ 地震等を原因とする損害を補償	た旧長期損害保険(保険期間10年以上				

15,001 円 以上

③両方ある場合

①より求めた金額+②より求めた金額

一律 10,000円

(最高 25,000円)

# 令和4年度分 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書の書き方(裏)

	-		事業・不	到性的	I MICIN :	の事点								表
① 事業所種別		所	得の種類	₹	所得(	の生ずる場所	i	収入金額	頂	必	要経費		青色申告特別	別控除額
勤 務 先	Н								円			円		円
所 在 地														
勤務先名														
事業所番号														
収入合計額	1													
-X X I II IIX	1	8	配当所得	引に関	する事項									
②事業所種別			配	当 所	得の	種 類	支払確	定年月		収入	金額		必要経	費
勤務先		Г										円		円
所 在 地												_		
勤務先名		$\vdash$					+		+			+		
事業所番号	Н	H					_		+			+		
収入合計額 円	1	<b>—</b>										_		
③ 事業所種別	1						国外权	式等に	糸る外	国所得	导柷頟	-		
勤 務 先		9	雑所得(	公的年	金等以外	)に関する事項	5							
所 在 地		$\vdash$			種	E				収入	全類		必要経	费
勤務先名		H			生		-		+	4.7.	业和只	円	必安性	月
事業所番号		1							_			+		
収入合計額	4	<u> </u>								111	117	$\perp$		
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関す	る事	頂												
収入	_			小从西	経費	±2  全額/in	双入金額-必要経費	+) #±	別控	R <del>/</del>	変	NEW A	額(差引金額-特別	HRANGO MAY
	37	鋇	円	必安	性貝	左51並額(V)		円 円	בל נית	一	刊 円	ना <del>व</del> ा	15人生プリ正領*何万	門拉琳鞭)
総合譲渡短期												0		- 13
長 期			$\perp$					4			H			
一時												Λ.		
右上の4の金額を表面のかに、0の金額を表面の3に、11の金	額を	表面の	かりに、右の	の金額	を表面の(1)	の所得金額欄へ記	込してください	。 合計	1+[(0-	+/\)×1	/2]			
11 東紫東公本に明子で東京									12	由 ****	£4 ( − p:	H 🛨 🗷	東西	
11 事業専従者に関する事項	-			44.6	TPC				13	争某	税に関	引する 所得金額		円
フリカ * ナ		続	L	王迁	<b></b> 手月日	専従者給与			非課	脱所得		গাব কর		
1 氏 名	. 1	柄	, . I			(控除)額								
個人番号							従事月数			重算の特(				円
フリカ゛ ナ	á	続		生生	¥月日	専従者給与			前の	の不動産	听得		$+\Pi\Pi$	$+\Pi\Pi$
2 氏 名		柄				(控除)額	1		***		資産の種	類		
個人番号							従事月数			刊資産 度損失	10 V 4-		-m/.4.3	
フリカ * ナ	5	続		生色	∓月日	専従者給与		$\dashv$		2	損失額、	較災損失	種(日)	P
3 氏 名		柄	$\vdash$	<u> </u>	구기니	(控除)額						ш.	明始 - 廃	E1F
	1	11.3				(JINT /114	<b>学事已</b> 對		前年	手中の開	廃業			
個人番号					7.7		従事月数	$\Box$				-	月	日
所得税における青色申告の承				あり・	・承認な	し 合計額	<u> </u>		$\perp$	111,	他都道府	県の事	務所等	
12 別居の扶養親族等に関する事項									Ш					
フリカッナ			I	続柄				15	寄附	소니다	9 <del>7</del> 2 1	車店		
				初代的	/ <del>&gt;=</del>						-	<del></del>		円
1 氏 名					住所			都道	府県、市区	町村分(特	的控除対:	変)		
個人番号					$\perp \perp$			9650	H7150-0. (187)	S 6588 9.71	K REI DOMEST	80(B)		円
フリカ゛ ナ				続柄						+	郎道府!	E I		円
2 - 5					住所			条	列指定:	分一		-		円
2 氏 名											区町		れぞれ寄付し	
2 氏 名 個人番号 日本								JE 01	した実際					た重額 助法人及
				続柄									<b>执上非名利油</b>	利活動法
個人番号 フリカ・ナ				続柄	住所			— を記. び特	入してく 例認定特	ださい。 定非営	。 ただし 利活動	、認定物表人以	トの特定非営	
個人番号 フリカ <sup>*</sup> ナ 3 氏 名				続柄	住所			- を記 び特 人に	入してく 例認定特 対する答	ださい。 定非営 附金に	。ただし 利活動 ついて	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	
個人番号 フリカ・ナ				続柄	住所			- を記 び特 人に	入してく 例認定特 対する答	ださい。 定非営 附金に	。ただし 利活動 ついて	、認定特 去人以 よ、上棚	トの特定非営	
個人番号 フリカ <sup>*</sup> ナ 3 氏 名	関する	る事	項	続柄	住所		₹(	- を記 び特 人に	入してく 例認定物 対する寄 税額控約	ださい。 定非営 附金に 申告書	。ただし 利活動 ついて	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	
(個人番号 フリカ・ナ 氏 名 (個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移		_						を記 び特 人に 附金 の他の事	入してく 例認定料 対する者 税額控制 項・備	ださい。 定非営 附金に 油告書	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移 特定配当等に係る所得金額、特定株式等	譲渡	 所得	金額を終	総所得3	金額に含			- を記 び特 人に 附金	入してく 例認定料 対する者 税額控制 項・備	ださい。 定非営 附金に 油告書	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移 特定配当等に係る所得金額、特定株式等該 め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控	譲渡除を	所得 :受l	金額を終	総所得望する場合	金額に含		Ac	を記が特人に対象の他の事	入してく 例認定料 対する者 税額控制 項・備	ださい。 定非営所金に 神告書  考欄	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移 特定配当等に係る所得金額、特定株式等	譲渡除を	所得 :受l	金額を終	総所得望する場合	金額に含		農	を記が特人に対象の他の事	入してく 例認定料 対する者 税額控制 項・備	ださい。 定非営所金に 神告書  考欄	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移 特定配当等に係る所得金額、特定株式等語 め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控	譲渡除を	所得 :受l	金額を終	総所得望する場合	金額に含		Ac	を記が特人に対象の他の事	入してく 例認定料 対する者 税額控制 項・備	ださい。 定ま学院 対金に	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に関 特定配当等に係る所得金額、特定株式等認め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書 配 当 割 額 控 除	譲渡除を	所得受け	金額を終	総所得望する場合	金額に含合は、下(		農	を記が特人に対象の他の事	入してく 例配する 対 が の が の は の は の は の は の は の は の は の は の	ださい。 定ま学院 対金に	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移 特定配当等に係る所得金額、特定株式等語 め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書 配 当 割 額 控 除	譲渡除を	所得受け	金額を終	総所得望する場合	金額に含合は、下(		農	を記が特人に対象の他の事	入してく 例配する 対 が の が の は の は の は の は の は の は の は の は の	ださい。 定ま学院 対金に	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移特定配当等に係る所得金額、特定株式等語 め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書 配 当 割 額 控 除株式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除	譲渡除を	所得受け	金額を終	総所得望する場合	金額に含合は、下(		農	を記が特人に対象の他の事	入してく 例配する 対 が の が の は の は の は の は の は の は の は の は の	ださい。 定ま学院 対金に	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移 特定配当等に係る所得金額、特定株式等 め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書 配 当 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控	譲渡除を	所得受け	金額を終	総所得望る場合にいる。	金額に含合は、下(円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円		農	を記が特人に対象の他の事	入してく 例配する 対 が の が の は の は の は の は の は の は の は の は の	ださい。 定ま学院 対金に	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に関 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得割額の控 各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書 配 当 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 「 16 所得金額調整控除に関する事項 フリカ・ナ	譲渡除を書きる。除	所得受け	金額を終	総所得望る場合にいる。	金額に含合は、下(		農業	を記が持た人に、附金の他の事当に関す	入してく物の対するでは、現代の対するでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ださい。 定までは、 を定までは、 を定までは、 をできる。	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円
個人番号 フリカ・ナ 3 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に移特定配当等に係る所得金額、特定株式等語 め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書 配 当 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 第	譲渡除を	所得受け	金額を終	総所得望る場合にいる。	金額に含合は、下(円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	D 495	農	を記が持た人に、附金の他の事当に関す	入してく 例配する 対 が の が の は の は の は の は の は の は の は の は の	ださい。 を定非営に を定非営に を申告書  考欄  記税の  中  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円
個人番号 フリカ・ナ 氏 名 個人番号 14 配当割額又は株式譲渡割額の控除に関 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得割額の控 各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書 配 当 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 「 16 所得金額調整控除に関する事項 フリカ・ナ	譲渡除を書きる。除	所得受け	金額を終	総所得望る場合にいる。	金額に含合は、下(円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	D 495	農業	を記が特別の他の事	入してく物のでは、現代のでは、できる。   入してくりのできる。   の対するを対象には、できる。   の対するを対象には、できる。   の対象には、できる。   のは、できる。   のは、できる。	ださい。 を定非営に を定非営に を申告書  考欄  記税の  中  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に  に	。ただし 利活動) ついて( (二)」を	、認定特 去人以 よ、上棚	外の特定非営 に記入せず、	別途「寄円円

#### 6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で源泉徴収税額のない方は、収入金額の内訳を記入してください。

#### 7 事業・不動産所得に関する事項

事業所得、不動産所得のある方は、営業・農業・不動産のいずれかを「所得の種類」欄へ記入し、種類毎に所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等を記入してください。

なお、事業専従者がいる方は、「11 事業専従者に関する事項」に記入してください。

#### 8 配当所得に関する事項

配当所得がある方は、会社名と支払確定月、収入金額等を記入してください。

#### 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

雑所得(公的年金等以外)がある方は、種類、所得の生ずる場所、必要経費を記入してください。

### 10 総合譲渡・一時所得の金額に関する事項

総合課税の対象となる譲渡所得(土地、建物等の分離課税となる譲渡は除く)及び一時所得の内訳を記入してください。

#### 11 事業専従者に関する事項

事業所得があり、専従者がいる場合は、氏名、続柄、生年月日、月数、専従者給与(控除)額を記入してください。

# 12 別居の扶養親族等に関する事項

扶養親族が市外に住所を有する場合は、住所、氏名を記入してください。

#### 14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

控除を受けようとする場合は記入してください。

#### 15 寄附金に関する事項

寄附先の区分ごとに寄附金を分けて記入してください。

給与所得の求め方			
給与収入金額(円)	給与所得金額(円)	給与収入金額(円)	給与所得金額(円)
~ 550,999	0	$1,628,000 \sim 1,799,999$	(収入額÷4 A×2.4+100,000
$551,000 \sim 1,618,999$	給与等の金額から550,000円を控除した金額	$1,800,000 \sim 3,599,999$	$= A)$ $A \times 2.8 - 80,000$
$1,619,000 \sim 1,619,999$	1,069,000	$3,600,000 \sim 6,599,999$	千円未満の A×3.2-440,000
$1,620,000 \sim 1,621,999$	1,070,000	$6,600,000 \sim 8,499,999$	収入額×0.9-1,100,000
$1,622,000 \sim 1,623,999$	1,072,000	8,500,000 $\sim$	収入額-1,950,000
$1,624,000 \sim 1,627,999$	1,074,000		

給与の収入金額の合計を「カ」の欄に記入し、上記の式で計算した所得を⑥の欄に記入してください。

公的年金等の所得の求め方単位:(円)								
<b>後に生まれた方)</b>								
公的年金等の収入金額 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額 10,000,000以下 10,000,000以下 20,000,000以下 20,000以下 20								
10,000,000以下	10,000,001~20,000,000以下	20,000,001から						
収入額-600,000	収入額-500,000	収入額-400,000						
収入額×75%-275,000	収入額×75%-175,000	収入額×75%-70,500						
収入額×85%-685,000	収入額×85%-585,000	収入額×85%-485,000						
収入額×95%-1,455,000	収入額×95%-1,355,000	収入額×95%-1,255,000						
収入額-1,955,000	収入額-1,855,000	収入額-1,755,000						
	公的 10,000,000以下 収入額-600,000 収入額×75%-275,000 収入額×85%-685,000 収入額×95%-1,455,000	公的年金等に係る雑所得以外の所得10,000,000以下10,000,001~20,000,000以下収入額-600,000収入額-500,000収入額×75%-275,000収入額×75%-175,000収入額×85%-685,000収入額×85%-585,000収入額×95%-1,455,000収入額×95%-1,355,000						

1	公的年金等の所得の求め方								
	65歳以上(昭和32年1月1日以前に生まれた方)								
	公的年金等の収入金額	公的	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額						
	公司中亚寺の収入並領	10,000,000以下	10,000,001~20,000,000以下	20,000,001から					
	~ 3,300,000	収入額-1,100,000	収入額-1,000,000	収入額-900,000					
	$3,300,001 \sim 4,100,000$	収入額×75%-275,000	収入額×75%-175,000	収入額×75%-70,500					
	$4,100,001 \sim 7,700,000$	収入額×85%-685,000	収入額×85%-585,000	収入額×85%-485,000					
	7, 700, 001 $\sim$ 10, 000, 000	収入額×95%-1,455,000	収入額×95%-1,355,000	収入額×95%-1,255,000					
	10,000,001 ~	収入額-1,955,000	収入額-1,855,000	収入額-1,755,000					

#### 事業専従者控除について

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族のうち、あなたの事業に昨年1年間のうち6か月を超える期間専ら従事していた人(事業専従者)について事業所得から次の額を控除することができます。 控除額は次の①②の算式で計算したいずれか少ない方の金額です。

- ① 配偶者の場合は86万円 その他の人は1人について50万円
- ② 事業に係る所得金額÷(事業専従者+1)

なお、事業専従者とした人は配偶者控除、扶養控除の対象とすることができません。